

「べっ甲産業等救済対策」に係る事後評価書

作成年月 平成 18 年 3 月
決裁者 製造産業局参事官 上田 隆之
作成者 紙業生活文化用品課 新原 浩朗

本事後評価書は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「平成 17 年度経済産業省事後評価実施計画」に従って行われた「べっ甲産業等救済対策」に関する事後評価について、同法第 10 条第 1 項の規定に基づき作成したものである。

1. 施策の目的・目標及びその達成状況

< 施策の目的 >

ワシントン条約によるタイマイ及び象牙の国際取引禁止によって、我が国のべっ甲産業及び象牙関連産業が直面している、原材料確保の問題の解決に資する。

< 施策の目標 >

タイマイ及び象の保存を前提としつつ、次を目標とする。原材料確保に向けて、国内でのタイマイ増養殖技術の調査研究を行い、安定的なタイマイ増養殖を可能とする技術確立する。ワシントン条約におけるダウニリスト（タイマイ又は象牙がワシントン条約における附属書 から附属書 に移ることで、一定の条件下において商業取引が可能になる）による国際取引を実現する。

< 目的・目標の達成状況 >

- タイマイ増養殖に関しては、生育可能性について、初期段階については大きな問題がないことがわかりつつある。この意味で、本研究開発の施策目標は達成されている。ただし、実用に供するためには、5～6 年ものくらいにまで飼育年数の延長を図る必要があり、今後の課題が残されている。同時に、製品化に耐え得る甲の厚さ、大きさ、色を実現するための飼育条件の解明が課題。
- ダウニリストについては、象牙について、平成 14 年のワシントン条約締約国会議（第 12 回）において、ボツワナ、ナミビア、南アフリカからのみの象牙 60 トンを対象にして、1 回限りの輸出とすること、輸入国において象牙の適切な国内管理を図ること等を前提にダウニリストが図られ、国内管理体制の検証等を経て、今後の取引が予定されている。
- 一方、タイマイのダウニリストについては、過去のワシントン条約締約国会議では、賛成票が反対票を上回ったものの、議決に投票した国の 2 / 3 以上の賛成は得られずに未実施。しかし、平成 16 年には、カリブ海地域諸国による地域会合において、原産国からのダウニリスト提案を促す意見が出されるなどしている。
- したがって、原材料確保の問題解決に向け、着実な取組を行い、一定程度の成果が出

ているものの、タイマイ養殖技術が確立したとは言えず、ダウンリストについても未達成であり、原材料確保の目途は立っていない。

< 指標及び指標の推移 >

指標	H14年度	H15年度	H16年度
タイマイ飼育下での産卵数	(注1)	116	894
タイマイ飼育下での孵化数		31 (27%)	309(35%)
タイマイ飼育下での生残率		29 (94%)	219(70.8%)
国際会議や関係機関等への派遣件数	11	13	8
国内ベッ甲産業等 PR 件数	1		
総予算執行額等 (億円)	1.1 ^(注2)	1.09	1.09

(注1) 14年度は飼育しているタイマイの産卵環境が整うまでに至らなかった。

(注2) 13年度総予算執行額は、2.08 (億円)

< 今後の課題 >

- タイマイの増養殖については、5～6年くらいまでの安定的な飼育年数の延長、また、ベッ甲として製品化に耐え得る甲の厚さ、大きさ、色を実現するための増養殖条件の解明が今後の課題。
- 象牙のダウンリストについては、適正な国内管理についてなど、ワシントン条約常設委員会における承認を受けることが輸入の条件となっており、それへの対応が課題。
- タイマイのダウンリストについては、ワシントン条約締約国会議へ出席し投票を行った国の2/3以上の賛成を得ることが必要であり、引き続き、平成19年開催予定の同会議等に向け、国際的な理解を得ていくことが課題。

2. 今後の施策の見直し・改善策

< 今後の方向性・改善策 >

〔継続〕

- 本対策は、平成18年度で終期を迎えるが、原料確保についてはいまだ達成されていないため、産業界の存立基盤を確保するため、タイマイ及び象の保存を前提としつつ、増養殖技術の確立及びダウンリストの達成によって、原材料確保の目処がつくまでこれまでの研究開発の成果を踏まえつつ、新たな段階として継続していくこととし、平成19年度以降も5カ年の予定で継続する。
- 平成21年度を目途に中間評価を行い、施策内容を見直す。

3. 施策の概要

< 施策の背景 >

- 我が国には、長崎、東京等を中心に、高度な加工技能を要するべっ甲産業が存在し、300年以上の長きにわたり活動を続け、優れた工芸品の創造により我が国の社会、文化に多大の貢献をしてきた。その製品の品質の高さは、過去の万国博覧会の出品において賞賛されてもいる。同様に、象牙産業についても、江戸時代以降、根付（ねつけ）、髪飾り、三味線の撥等が製造され、高い技術を誇っており、戦後では嗜好品として米国を中心に輸出されもした。このようにべっ甲産業及び象牙産業は我が国が永年にわたり培ってきた独特の製造技法を用いた産業として、また、歴史文化上の貴重な財産としての性格を持つ。
- しかしながら、タイマイについては、平成3年3月、米国が「1967年漁民保護法ペリー修正条項」により我が国を、絶滅のおそれのある生物種保護の国際プログラムの効果を減殺する国として認定し、貿易制限等の一方的措置を背景として我が国に対してその貿易の禁止を強く要請してきた。これを受け、我が国政府は、自然保護とワシントン条約の誠実な履行を図るとの観点から、平成3年6月、タイマイの輸入割当を平成4年末にゼロとし輸入を終了するとともに平成6年には同条約上でタイマイの国際取引を禁止することとした。象牙についても、平成元年に、同条約により国際取引が禁止された。これらによって、べっ甲産業及び象牙産業においては原材料確保が困難になるという、産業の存立基盤が脅かされる厳しい事態に直面することとなった。
- こうした状況にかんがみ、平成3年度より、「今後のべっ甲産業対策について」を省議決定するとともに、10ヵ年にわたる「べっ甲産業活路開拓計画」を策定し、適切な経営安定対策等の早急なる実施に加えて、べっ甲産業の存続基盤を確保するため、べっ甲製造技能の保存・伝承、タイマイの資源調査、孵化放流・保護事業等の継続的・安定的実施を行うこととなった。
- 当該10ヵ年計画終了時の、平成13年7月「今後のべっ甲産業対策のあり方について」において、これまでのべっ甲産業対策において、べっ甲産業の経営安定や製造技能保存等については当初の目標は相当程度達成されたものの、原材料確保の問題については、依然としてタイマイの輸入再開の目途がたっていない等、産業の長期的な存立基盤確保のための基本的な問題が解決されたといえない状況にあるとされ、タイマイ及び象の保存を前提として、平成14年度から5ヵ年の予定で、原材料確保のための国内増養殖事業及びワシントン条約への対応について引き続き実施されてきた。

< 施策の必要性 >

- 自然保護とワシントン条約の誠実な履行を図るとの観点から、政府が同条約上でタイマイ及び象牙の国際取引の禁止を行ったが、その一方で、この結果、原材料確保という産業としての存立基盤に問題を抱え、また、中小零細性が高い、他分野への製造技能の転用が効かない等の問題も抱えるべっ甲産業及び象牙産業に対して、増養殖技術の確立、ダウリストの実現を図り、安定的な原材料確保の道筋をつけていくことが国として必要である。
- このため、本施策では、国内タイマイ保護・増養殖事業により、タイマイ増養殖技術を確立しタイマイの保存を可能とし、ワシントン条約による規制等に影響されることなくタイマイを安定的に確保できることに道筋をつける。また、原産国等資源保護調査事業により、海外のタイマイ生息地におけるタイマイの資源量把握等を行い、その結果も用いて、ワシントン条約対策委員会及び関係国際機関等派遣事業により、

ワシントン条約締約国会議等の国際会議において、我が国の国内流通管理体制の整備状況や、資源量調査の情報等について提供し国際的な理解を求めるとともに、関係情報の収集を図り、もってダウンリストに向けた取り組みに資する。

4. 個別事業の評価

(1) 国内タイマイ保護・増養殖事業（予算：補助事業）

<事業の概要・目標>

べっ甲原材料の安定確保のため、国内に生息するタイマイの増養殖を実現するため、沖縄海域における資源量の実態調査と増養殖の技術開発等の技術調査について、（社）日本べっ甲協会の行う事業を補助することにより、べっ甲原材料の安定確保のため、国内で安定的な増養殖技術の確立を行う。

<結果・効果（実績）>

生育可能性について、初期段階においては大きな問題がないことがわかりつつある。

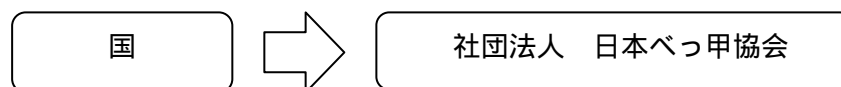
（指標）	H14年度	H15年度	H16年度
孵化率	（注3）	27%	35%
生育率		94%	70.8%

（注3）14年度は飼育しているタイマイの産卵環境が整うまでに至らなかった。

<今後の方向性>

べっ甲原材料に適したタイマイ養殖技術確立のためタイマイの増養殖については、5～6年ものくらいまでの安定的な飼育年数の延長、また、べっ甲として製品化に耐え得る甲の厚さ、大きさ、色を実現するための増養殖条件の解明を図る。

<実施スキーム>



<総予算額等>

・一般会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額	総執行額	18年度以降継続
平成14年度	平成18年度	定額	2.97(億円)	2.06(億円)	有/無
	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	
予算額(億円)	0.74	0.74	0.74	0.74	
執行額(億円)	0.62	0.76	0.68		

(2) 原産国等資源保護調査事業 (予算: 補助事業)

<事業の概要・目標>

国際的な海亀専門家の協力を得つつ、海外のタイマイの生息地において、タイマイの資源量把握のため調査を実施する。また、基礎的な情報の一つとしてタイマイ保護のためのランチング(注4)状況の調査を実施する。

(注4)ランチング: 浜辺で野生の卵を採集し、ふ化場にてふ化させ、養殖場にて成長させること

<結果・効果(実績)>

- 平成14年度からタイマイの資源量把握のため、カリブ海域(ドミニカ共和国、英領バージン諸島、プエルトリコ)において産卵、孵化、摂餌等タイマイの生息状況及び生態について調査を行った。また、タイマイ生息国(キューバ、タイ、マレーシア)においてランチング調査を実施した。

<今後の方向性>

ダウンリストを実現するため、タイマイが希少でないことを証明する必要があることから、将来的にダウンリストの実現可能性のある地域に絞ってタイマイの資源量、生態の調査を継続的に行う。

<実施スキーム>



<総予算額等>

- 一般会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額	総執行額	18年度以降継続
平成14年度	平成18年度	定額	1.01(億円)	0.89(億円)	有/無
	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	
予算額(億円)	0.25	0.25	0.25	0.25	
執行額(億円)	0.37	0.22	0.30		

(3) ワシントン条約対策委員会及び関係国際機関等派遣事業（予算：補助事業）

<事業の概要・目標>

ダウンリストによる輸入を実現するため、国際的な理解を得るため専門家等による会議の実施、専門家、業界関係者等の海外の国際会議への派遣、海外に対する我が国のべっ甲産業の重要性やべっ甲及び象牙の国内流通管理制度のPR等について、経費の一部を補助し、タイマイのダウンリスト及び象牙の輸入再開を確保する。

<結果・効果（実績）>

平成14年11月に行われた第12回ワシントン条約締約国会議において、ボツワナ、ナミビア、南アフリカからのみの象牙60トンを対象にして、1回限りの輸出とすること、輸入国において象牙の適切な国内管理を図ること等を前提にダウンリストが図られ、国内管理体制の検証等を経て、今後の取引が予定されている。

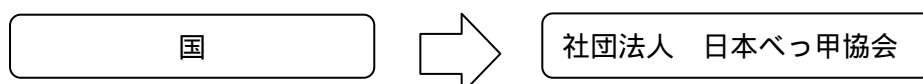
一方、平成14年11月に行われた第12回ワシントン条約締約国会議に向けてキューバは、提案提出〆切日（締約国会議開催150日前）までにタイマイのダウンリスト提案を出していたが、締約国会議開催直前（平成14年8月）の段階で今回は提案を見合わせるとして締約国会議前に同提案を撤回した。しかし、平成16年には、カリブ海地域諸国による地域会合において、原産国からのダウンリスト提案を促す意見が出されるなどしている。

（指標）	H14年度	H15年度	H16年度	備考
国際会議や関係機関等への派遣件数	11	13	8	（主な派遣先） ワシントン条約締約国会議・常設委員会・動物委員会・アジア地域会議、タイマイ原産国会議
国内べっ甲産業等のPR件数	1	-	-	第12回ワシントン条約締約国（平成14年度）においてパンフレットを配布した。

<今後の方向性>

ダウンリストを実現するため、持続可能な方法で資源利用していることを国際的に浸透させることが必要で、有識者の国際会議等への派遣事業を継続的に行う。

<実施スキーム>（2/3補助）



<総予算額等>

・一般会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額	総執行額	18年度以降継続
平成14年度	平成18年度	2/3補助	0.63(億円)	0.34(億円)	有/無
	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	
予算額(億円)	0.16	0.16	0.16	0.15	
執行額(億円)	0.11	0.11	0.11		

